

Title	ドナルドスン著 公有地史
Sub Title	Thomas Donaldson, The public domain : its history with statistics, with a new introduction by Paul W. Gates, 1970, New York and London
Author	岡田, 泰男
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1971
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.64, No.5 (1971. 5) ,p.350(116)- 353(119)
JaLC DOI	10.14991/001.19710501-0115
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19710501-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドナルドスン著

『公有地史』

Thomas Donaldson, *The Public Domain: Its History with Statistics*, With a New Introduction by Paul W. Gates (New York and London: Johnson Reprint Corp., 1970. Pp. xvi, 1343. Index.) (邦価 13,200 円)

最近のリプリント・ブームは驚嘆に価するといつてよい。個人的な例ではあるが、私が昨年入手した書物の半数近くが覆刻本であったし、古書目録を探るよりも新刊のリプリント・リストを繰る方が、ずっとめぼしいものが見つかるというのが昨今の状態である。もちろん、これは私の専攻分野が経済史であることにも大いに関係していると思われるが、ともあれリプリントの氾濫は、いかなる分野にも顕著な現象であろう。かつて留学中に、以前から名のみ知っていた本によりやくめぐり会い、感激して筆写したり、コピーをとってもらったりした思い出があるが、そうした書物が、いささか値は張るものの、東京にいて手に入れられるのであるから、有難い世の中といわねばならない。

もっとも、玉石混淆という言葉が、これほど良く当てはまる場合も少なからうというのが、覆刻書ブームの現状である。ジョン・ハーヴァード・ライブラリ (The John Harvard Library) の如き信用のおける叢書は例外であって、リプリント専門の老舗の出すものの中にも、かなりな下手物が多い。そうした中で、アメリカ経済史関係についていえば、ウィリアム・パーカー (William N. Parker) が監修者となっている *History of American Economy* というシリーズは、かなり程度の高いものである。このシリーズは、アメリカの各大学の経済史あるいは歴史学の教授に、入手困難でリプリントに価すると思われる書物を推薦してもらい、それを編集委員会で検討した上で覆刻するという方針をとっているため、一応の水準が保たれているわけである。

いささか前置が長くなったが、ここに紹介するドナルドスンの『公有地史』も、上記のパーカーの監修するシリーズ中の1冊である。元来は1879年に設立された第1次公有地調査委員会 (Public Land Commission) の報告書の一部をなすものであるが、いやしくもアメ

リカ公有地史を研究する者は、一度は目を通し、望むらくは座右におくべき書物といつてよい。ただ残念なことに、これまでのわが国においては、文字通りの稀観書であって、公有地史の研究の誰もが利用し得たわけではない。私自身は旧上野図書館で閲覧したが、一般の大学図書館で、この書物を所蔵するところは稀であろう。アメリカにおいてすら、研究者の誰もが持っているという類の本ではなく、リプリント版への需要は大きいものと思われる。

ところで、著名な公有地史家ロビンズは、かつて本書を次の如く評している。「しばしばドナルドスンは、単に委員会の報告から一部分を抜きだし、文章の間に彼自身の個人的見解をつけ加えているにすぎない。この書物は、いくらかの独創的見解と多くの誤りの入り交った公有地法令のスクラップブックとみなしてもよいであろう。とはいえ、本書がきわめて有益であることは確かであり、多分、公文書中で、もっとも数多く引用されたものといえるであろう。」(Roy M. Robbins, *Our Landed Heritage*, p. 291.) 本書を手にとる者は、まさにロビンズと同様な感想を抱くに違いない。というのも、単に1,300頁という厚さが問題なのではなく、内容が極めて複雑な、あるいはゴタゴタした構成をしているためである。目次や索引は一応存在するが、見ればかえって混乱する、という向きすらある。例えば、目次で公有地の測量という章を引くと、1880年6月30日以前については178~195頁、1882年6月30日までについては567~676頁、1883年6月30日及び12月1日までは1239~1247頁となっているという具合であるし、測量費を調べようとすれば、少くとも10ヵ所を見なければならぬという具合である。

このような混乱は、本書の成り立ちと関係があるので、一応その点にふれておく必要がある。前述の如く、ドナルドスンの『公有地史』は単なる研究書とは異なり、公有地調査委員会の報告の一部である。この委員会は当時の公有地不正使用や不正取得への対応、さらには資源保全のための対策として、残存する公有地のより良い管理、利用、処分方法を調査答申するために設置されたものであり、ドナルドスンは、その5名の委員の一人であった。報告書は5巻からなり、最初の巻はいわば本文にあたる委員会の結論と答申、2~4巻は公有地関係法令集、最後の巻が、この『公有地史』である。本書の第1版は1880年に完成され、同年出版されたが、翌1881年に改訂版が出版された。この改訂版は544頁からなるものであったが、1882年

になって国会は、改訂版出版後の法令等の変化を取り入れた増訂版を8,500部印刷するように命じた。ドナルドスンは、これを良い機会に、以前の版に含ませなかった雑多な資料を、すべて付録として加えてしまった。したがって、516頁までは1881年の版と同じであり、その後、1,302頁までが追加分となるわけである。この増訂版は1884年に出版されたが、今日ドナルドスンの『公有地史』として流布しているのは、この1884年版であり、今回リプリントされたのも同じ版である。

この書物が無秩序な印象を与えるのは、したがって、追加部分の存在の故にであるということもできる。事実、516頁までをひとまとめとして見れば、ドナルドスンの意図や方針もほぼ明らかであるし、構成も整っている。そこで、先ず、この部分について、その概要を紹介しよう。全体は35章と多くの章に分けられているが、これは公有地処分の方法が多様多様であることに対応している。すなわち主たる方法毎に章が分かれているわけである。最初に、合衆国の国土、及び公有地についての概観が述べられており、続いて、植民地時代から独立、公有地の成立と拡大に至る歴史が記されている(1~4章)。1787年の条令について述べた章(5章)に続き、公有地の管理及び測量についての記述(6~7章)があり、以下は公有地処分がとり扱われる。公有地売却諸法案に始まり、先買権法、州政府への公有地付与、鉄道への付与、ホームステッド法等々、必ずしも順序立っておらず、記述に精粗はあるが、ともあれ8章から32章までは公有地の処分に関する部分である。最後の第32章には本書の出版当時における公有地処分の方法についての要約がある。33章以下は、いわば補論にあたり、州及び准州の概況(33章)、植民地時代の土地制度(34章)、カナダ、オーストラリア、ブラジル、メキシコの公有地制度(35章)が述べられている。

以上によって明らかな如く、『公有地史』の本来の構成は、その成立、拡大、管理、処分についての記述に、植民地時代及び外国の土地制度に関するいわば比較検討部分を加えたものである。調査委員会報告の一部ではあるが、ドナルドスンの意図は客観的な公有地の歴史を編纂することにあり、必ずしも答申を支持するための資料としてのみ本書を書いたわけではなかった。したがって、例えば特定の公有地処分の法律についての記述を見れば、その内容の説明と法案成立過程、重要な部分の引用、後の修正、その法律の下で処

分された公有地に関する統計が示されているのが通常のスタイルであって、調査委員としての著者の見解や批判はほとんど加えられていないといつてよい。

公有地史家としてのドナルドスンの識見は、彼が連邦土地局の史料を重視し、その土地権利に関する記録を『公有地のドゥームズデイ・ブック』(p. 166)と呼んでいることから解るであろう。彼によれば、公有地政策は当初、公有地売却による財政収入に重点をおいていたが、1841年の先買権法に至って、開拓の促進に重点が移り、1862年のホームステッド法によって、開拓民への無償付与という政策の大転換がなされた、という(chs. 8, 10, 27)。現在の研究水準からいえば、この意見はあまりに単純すぎるし、彼の記述そのものには誤りもあるが、1880年の段階でこうした図式化をなした点については、大いに敬意を払うべきであろう。事実、公有地政策の変遷の大筋としては、今日においてすらドナルドスンの図式にほぼ従う研究者も多い。その意味では、彼を公有地政策史の通説の創始者と呼ぶことができよう。

さらに、ほとんどの公有地史家に共通した「開拓者びいき」とでも呼ぶべき姿勢においても、ドナルドスンは代表者格をしめている。もちろん、かかる姿勢は、彼の調査委員としての基本的態度であり、それがあまり強くでないことが『公有地史』の正篇の特色である。しかし、通説の創始者の姿勢という意味で、このことは指摘しておく必要がある。彼が、開拓者優遇への政策の変化を是とし、その頂点にホームステッド法を位置づけていることは、この法律に対して極めて多くのページがさかされていることから解る。また、鉄道への公有地付与及び外国政府の統治下においてなされた土地付与 (Private land claims) に、やはり多くのスペースが与えられていることは、これらが開拓者の利益に著しく反するものと、みなされているためであろう。公有地測量の制度が高く評価されている(p. 188)のも、やはり開拓者の利益を考えた上でのことである。

さて、本書は原題に *Its History with Statistics* とあることから解るように、多数の統計が付されている。今日の研究者にとっての『公有地史』の価値の大半は、この統計の部分にあるといつてもよからう。とくに連邦土地局の年次報告書等を手軽に利用できぬわれわれにとって、ドナルドスンが集めてくれた統計は、極めて貴重かつ便利なものである。彼が地方土地局の局員として、公有地に関する実務知識を有していたこ

とが、統計収集あるいは作製にあたって大いに役立つであろうことは容易に想像できる。それは同時に、彼の統計を利用しやすく、信頼性の高いものとしている。

数多くの統計のうち、例えばホームステッド法に関するものは重要である。そこには、1863年から1880年に至る間の、取得申請件数と取得完了件数が州毎に示されている (pp. 351-355)。1962年、連邦土地管理局は、ホームステッド法百年祭を記念し、1868年から1961年に至るまでの統計集を出版したが、それに収められているのは取得完了件数のみである。ホームステッド法の果たした役割を知ろうとする研究者にとって、ドナルドソンの統計と、百年祭記念の統計のいずれが大切であるかはいうまでもない。連邦土地管理局のそれは、年数こそ長い、取得申請者中どの程度が成功あるいは失敗したかを明らかにし得ぬ点で、いかにもお役所的な統計である。

他に、研究上、貴重な統計をひろってゆけば、まず地方土地局の場所と開設閉鎖の時期を示したものがあげられる (pp. 173-177)。測量に関しては、その進行状況を示すものはないが、州別の測量地区についての表がある (p. 195)。公有地処分に関しては、それぞれの法律ごとに一応の要約があるが、鉄道への付与に関する詳細な表が目立つ (pp. 269-287)。また、市街地についての統計も珍らしいものであり、市街地投機の状態を如実に示しているといえよう (pp. 300-305)。外国政府による土地付与に関しては十分な統計はないが、この部分は豊富な実例を含み、史料的价值が高い (pp. 365-410)。

以上、『公有地史』のいわば正篇の部分についてのみ記したが、これはドナルドソンの書物の最初の姿を、あくまでも歴史書として評価すべきであると考えからに他ならない。もちろん、彼は専門的な歴史家ではないし、本書を純粋に学問的な著作とすることはできない。しかし、この書物は、ある意味では、フォード (A. C. Ford)、トリート (P. J. Treat)、ヒバード (B. H. Hibbard) 等による公有地史研究の先駆とも呼び得るわけであり、とくに最初の部分は、そのように取り扱われてよい。流布しているのが1884年版であり、リプリントされたのがやはり1884年版であるため、『公有地史』といえ、1300頁にのぼるスクラップブックという印象が強いと思われるので、とくに上記の点を強調しておきたい。

ところで、517頁以降は無意味な付けたりかといえ

ば、決してそうではない。ドナルドソンの『公有地史』を『公有地史』たらしめているのは、まさにこの増補の部分であると考えられるに違いない。とりわけ、この書物を研究書としてではなく史料として重視する場合には、この付録の部分が大切になってくる。さらに公有地制度改革論者としてのドナルドソンは、実にこの部分に入ってから、その真の姿を現わすのである。公有地調査委員会設置前後の事情については、リプリント版につけられたゲイツ教授の序文に詳しいので、それに譲るが、ドナルドソンが、同じ委員のパウエル (John W. Powell) と同様な改革論者であったことは記しておく必要がある。

ドナルドソンの基本的姿勢は「現行土地法改正の必要性」と題する部分 (pp. 533-551) に明確に示されている。1883年12月1日という日付入りのこの文章は、増補部分の冒頭に近く、いわば正篇の序論への付論としてつけられているが、正篇の第1章では、ほのかに示唆されたにすぎぬ彼の見解が、正面切って打ち出されているといつてよい。「公有地は人民の所有物であり、財産である。今日までの政策は、主に、時代の要求と必要に応じて、わが国民及び外国移民に、種々の法の下で公有地を処分してきた。時として好ましからぬ法律がまぎれこんだことも否定できない。われわれ国民は、公有地の適正かつ公平な分配に関心を抱いている。個人の家こそは最も必要なものであり、そのために公有地は保たねばならない。永年の経験の後、160エーカーが、個人の家として適切な処分単位であることが定まった。……現在わが国にとって最も大切なことは、今後たとえ1エーカーといえども、公有地を現金あるいは土地証券類で売却してはならぬということである。かかる売却を許しているあらゆる法律は撤廃されるべきであり、証券類は現金で償還されるべきである。」 (p. 533)

ここに引用した文章における主張を支えることが、多分ドナルドソンの増補部分の本来の目的であった。いや、目的であるべきであった、とするのが正しいかもしれない。事実1302頁までの中には、その意図が明らかに読みとれる部分も存在する。しかし、全体としての付録の印象は、雑多な資料をよせ集めたにすぎぬ、ということになってしまう。上記引用文につづく551頁までの議論は、いささか首を傾げたくるところもあるが、ともかく一応まとまっている。しかし、その後の編纂方針は、たとえ存在したにしても、読者には全く見当がつかない。これは歴史書としての

『公有地史』にとっては不幸なことであった。「現行土地法改正の必要性」という部分を結論として、その後は切り捨ててしまうべきであったに違いない。そうすれば、ヒバードの『公有地政策史』 (Hibbard, *A History of the Public Land Policies*, pp. 547-570) と同様、生彩に富んだ結論を持つ公有地史の一冊として、本書の評価が定まったがもしれない。

ただ皮肉なことは、それに続く雑多な部分が、実は今日の研究者にとっての宝庫であるという点であろう。公有地測量の実際について、鉄道への土地付与の、その後の事態について、あるいはホームステッド法の運用方法について、ドナルドソンの収集した資料は極めて多くのことを語ってくれる。この部分がなければ、本書リプリントへの要求も少なかったかもしれない。ともあれ、本書の覆刻により、ドナルドソン、トリート、ヒバード、ロビンズ、ゲイツと続く公有地史の標準的概説書のすべてが、わが国においても容易に入手し得ることとなった。(ごく最近初版の出版されたゲイツの書物を除き、すべてリプリントあり) したがって、アメリカ公有地史の研究に関するかぎり、少なくともスタート・ラインにおいては、彼我の差は存在しなくなったといつて良い。その意味で、本書の出版は記念すべき出来事であり、覆刻書ではあるが、あえて紹介を試みた次第である。

岡田 泰 男

池田 信 著

『日本機械工組成立史論』

1

近年、日本労働運動史に関する研究は、着実に進展をみせているように思われる。すぐれた実証研究や理論研究も少なくはない。そのような状況の中で、もっともすぐれた成果をあげてきた研究者の一人が本書の著者・池田信氏であった。かつて大前朔郎氏との共著『日本労働運動史論』(1966年)を公けにされ、今また本書のような労作を公けにされたわけである。

本書にまとめられた成果は、後学の評者にとっては、方法的にも、また内容・資料的にもきわめて教訓的なものをふくんでいる。それだけに、簡単に紹介するに

は余りあるものといわねばならないが、それを恐れずに以下にかいつまんで内容紹介を行なうことにしたい。

本書の研究対象および目的は、機械工関係の諸組合の確立にいたる成立過程と、その特質の解明にある。そのさい、機械工が近代産業の、また近代的労働組合運動の中軸となる労働者であり、かつ戦前日本の労働運動が女子、ホワイト・カラー、鉱山労働者に浸透しきれず、男子機械工(鉄工)中心になられたことを考えると、本書はたんに機械工組合の成立史であるにとどまらず、そのまま日本の労働組合の成立過程の解明にもかかわっている。

本書でいう成立過程でカバーされる時期は、明治の半ばから大正の半ばにいたる時期、すなわち同盟進工組の結成された1889(明治22)年から、機械工による争議が多発し、同時にそれによる組合も簇生した1921年にいたる時期である。

この時期をとり扱うにあたって、本書がことさら「成立史論」というのは、機械工組合の確立を、著者が1919年後半から1922年後半の時期、さらに厳密には1921年後半にもとめていることにかかわっている。すなわち1921年前後は機械工による地方的産業別組合・一般労組、自主的企業別組合、あるいは官業労働総同盟が登場する時期である。またこの時期は、それ以前の自然発生的労働運動の段階から、目的意識的な段階である確立・発展の時期にむかう画期となり、それ以後の活動・思想のあらゆる面で多彩な足跡がしるされる時期と区別される。そのようなことから、著者は、1921年以前を機械工組合ひいては日本労働組合の成立期と位置づけるわけである。

2

そのように位置づけられた成立期においてとりあげられる内容は、本書の構成をみれば明らかである。それによると、

序章	研究の方法と課題
第一章	労働組合期成会鉄工組合
第二章	労使関係の再編成
第三章	友愛会傘下の機械工・造船工
第四章	大戦ブームの終了と支配管理体系の強化
第五章	団体交渉権獲得闘争と“労働者による管理”
終章	総括